

平成23年9月7日

平成23年第3回岬町議会定例会

第2日会議録

平成23年第3回(9月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成23年9月7日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 奥 野 学
5番 出 口 実	6番 竹 内 邦 博	7番 小 川 日出夫
8番 竹 原 伸 晃	9番 田 島 乾 正	10番 中 原 晶
11番 道 工 晴 久	12番 豊 国 秀 行	13番 和 田 勝 弘
14番 辻 下 正 純	15番 反 保 多喜男	

欠席議員 0 名

傍 聴 4 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	総務企画部理事 谷 下 泰 久
総 括 理 事 笠 間 光 弘	しあわせ創造部理事 岡 本 茂
総務企画部長 中 口 守 可	会計管理者兼理事 淵 原 義 仁
直轄理事兼総務 企画部理事兼 財政改革部理事 中 村 光 延	直轄副理事 保 井 太 郎
財政改革部長 白 井 保 二	総務企画部副理事 中 田 道 徳
しあわせ創造部長 芦 田 貴志雄	財政改革部副理事 四至本 直 秀
都市整備部長 末 原 光 喜	財 政 課 長 相 馬 進 祐
水道事業理事 南 康 明	企画政策課長 早 野 清 隆

教育次長 古谷 清

危機管理監 亀崎 義夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 入口 博行

議会議務局副理事 大山 鐵男

議事日程

- | | | |
|------|--------|--------------------------------------|
| 日程1 | 議案第47号 | 平成23年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件 |
| 日程2 | 議案第48号 | 平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程3 | 議案第49号 | 平成23年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件 |
| 日程4 | 議案第50号 | 平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程5 | 議案第51号 | 岬町税条例等の一部を改正する件 |
| 日程6 | 議案第52号 | 岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程7 | 議案第53号 | スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する件 |
| 日程8 | 議案第54号 | 岬町財産区管理会条例の一部を改正する件 |
| 日程9 | 議案第55号 | 副町長の選任について同意を求める件 |
| 日程10 | 議案第56号 | 公平委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 日程11 | 議案第57号 | 公平委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 日程12 | 議案第58号 | 公平委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 日程13 | 議案第59号 | 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程14 | 議案第60号 | 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程15 | 議案第61号 | 岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の選任について同意を求める件 |
| 日程16 | | 平成22年度成果報告・決算に関する説明 |
| 日程17 | 議案第62号 | 平成22年度岬町一般会計決算認定の件 |

日程18	議案第63号	平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件
日程19	議案第64号	平成22年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件
日程20	議案第65号	平成22年度岬町老人保健特別会計決算認定の件
日程21	議案第66号	平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件
日程22	議案第67号	平成22年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件
日程23	議案第68号	平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件
日程24	議案第69号	平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件
日程25	議案第70号	平成22年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件
日程26	議案第71号	平成22年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件
日程27	議案第72号	平成22年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件
日程28	議案第73号	平成22年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件
日程29	議案第74号	平成22年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件
日程30	議案第75号	平成22年度岬町水道事業会計決算認定の件
日程31	報告第2号	平成22年度岬町健全化判断比率報告の件
日程32	報告第3号	平成22年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件
日程33	報告第4号	平成22年度漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件
日程34	報告第5号	平成22年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件

(午前10時00分 開会)

○川端啓子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第3回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○川端啓子議長 日程1、議案第47号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 日程1、議案第47号、平成23年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件につきまして概要をご説明いたします。

さて、世界景気の減速懸念を背景に日本、アメリカ、ヨーロッパで連鎖的に株安が進み、リスクを避けようとする大量の投機資金が円に流れ込んできた結果、先月下旬には、円は一時75円台と戦後の最高値を更新しております。

我が国の経済は東日本大震災からの復興の途上にあり、大幅な円高は景気に悪影響を与えるとともに、輸出を中心とする産業の空洞化が懸念されております。また、このような経済環境は、地域経済におきましても相当大きな影響を受けるものと懸念しているところでございます。

こうした中、本町におきましても財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,066万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,518万4,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

地方交付税につきましては、交付決定に伴い本補正予算に必要な財源といたしまして普通地方交付税2,236万1,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、40歳以上の働く世代を対象にがん検診の受診率の向上を目指した働く世代への大腸がん検診推進事業補助金80万円を計上いたしております。

府支出金につきましては、2,103万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、地球温暖化の防止に資する設備の整備を推進するグリーンニューディール基金市町村補助金といたしまして、LED照明器具の取りかえなどの庁舎整備事業分を総務費補助金として、同じく防犯灯取りかえ事業分として土木費府補助金にそれぞれ700万円を計上するほか、高齢者を対象とした地域支え合い体制づくり事業のための介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金700万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、深日地区緑西集会所管理フェンスの修繕に充当するための深日財産区特別会計繰入金79万8,000円を計上いたしております。

繰越金につきましては、平成22年度決算に基づく純繰越金3,272万1,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、295万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、望海坂2丁目の防犯灯設置負担金42万8,000円、消防団員の退職に伴う報償金47万7,000円、地域防災組織育成のためのコミュニティ助成金190万円などとなっております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、9ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照願います。

まず、総務費につきましては、813万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、新たに特別職の選任に伴い、副町長に係る人件費を増額する一方、一般職に係る2名分の人件費を減額調整するもので、給料、職員手当等、共済費等合わせて386万1,000円を減額計上するほか、グリーンニューディール基金市町村補助金を活用した庁舎LED照明器具取りかえ及び空調機器整備工事826万4,000円を計上いたしております。

民生費につきましては、1,678万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、平成22年度国・府負担金等の精算に伴い障害者自立支援給付費国庫負担金返還金265万6,000円、障害者医療費国庫負担金返還金261万8,000円、老人医療府補助金返還金264万5,000円となっております。

衛生費につきましては、働く世代への大腸がん検診推進事業補助金を活用して、40歳以上5歳刻みの対象者に無料クーポン券を送付し受診率の向上を目指すもので、需用費などの事務費、大腸がん検診委託料などを合わせて160万1,000円を計上いたしております。

次に、商工費につきましては、企業立地促進法に基づく地域産業活性化協議会を設立し基本計画を策定するため報償費などの経費7万6,000円、観光パンフレットの増刷経費29万4,000円、合わせて37万円を計上いたしております。

土木費につきましては、5,306万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、グリーンニューディール基金市町村補助金を活用したLED防犯灯取りかえ工事866万5,000円、現在係争中の男鹿谷水路に係る裁判所の和解案に基づく経費として委託料、工事請負費、公有財産購入費などを合わせて3,050万円のほか、路線バス運行補助金1,200万円などとなっております。

消防費につきましては、345万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、消防団員退職報償金2名分といたしまして56万5,000円、本年3月に東日本大震災で発生した大津波を教訓に町内の各避難施設及び公共施設等に掲示する海拔表示看板98万3,000円、コミュニティ助成金を活用して自治区の自主防災組織に対する支援として地域防災組織育成事業補助金190万円となっております。

次に、教育費につきましては、273万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、教育長選任に伴う調整といたしまして、給料、職員手当等、共済費等合わせて511万円を減額計上するほか、淡輪、多奈川小学校の雨漏り改修工事170万5,000円となっております。

以上が補正予算の概要でございます。本件は総務文教、事業、厚生各常任委員会へ付託の予定と伺っております。

よろしく審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

和田議員。

○和田勝弘議員 7ページの15というか府支出金、この件について、毎年こういうふうな府から

の歳出をしていただいているのかいないのか、その1点と、こういう府支出金は町からの要望で出してもらっているのか。

それと、この補助金について使用目的は指定されているのか。されていないなら、この件については外灯と庁舎のLEDですか、これも大切なことでもありますので、これもいいのですが、もし、毎年あるのならほかの事業もしていただきたいとがありますので、その1点聞きたいのと、それと、10ページの老人福祉費ですけれど、工事費、老人憩いの家等となっていますので、等と改修工事となっていますので、老人の家はどこに当たるのか。等と書いておりますので、もう1点はどこかということをお聞きいたします。

○川端啓子議長 中口部長。

○中口総務企画部長 和田議員の補正予算書7ページの府補助金の質問でございますが、説明に書いていますように、グリーンニューディール基金ということで、大阪府が国の経済対策に対応する観点からグリーンニューディール基金を設置運営しております。

その設置運営の中で地球温暖化防止のための設備の整備を行うことで、低炭素社会の先進都市を目指すことでこういう補助金が設けられております。

この補助金につきましては、この事業の基金活用について平成21年度から3カ年でございますが、岬町においてはお示しのようにグリーンニューディール基金市町村補助金700万円並びに土木費府補助金の700万、この2件の基金を活用して今、和田議員からお話がありました庁舎内の住民さんと接遇する照明器具並びに道路の外灯をLED照明といたすものでございます。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長 芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 まず、老人憩いの家等という等が何を含まのかですけれども、これは集会所を含むという意味で等とつけております。

この事業そのものは、先ほど和田議員がご指摘の7ページの府支出金の項でグリーンニューディール以外のところでちょうど真ん中に介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業費補助金700万円、これを使って大きく4つの事業をやるわけなんですけれども、その中の1つに地域活動推進事業という項目がございます、この地域活動推進事業というのは、地域の住民の皆さんが自主的に介護保険にかからないように、元気に暮らしていくという形で活動しているその場について補修なり、あるいは活動するための改修が必要な場合にこの費用を充てるということでございまして、全部の老人憩いの家や集会所をやるという趣旨ではありません。

一応、予定としましては、それぞれの自治区等に呼びかけをしまして、実際に老人憩いの家なり集会所で活動をしている、そういう状況の中で手を挙げていただいて、私たちのほうで実際に

調査を行った上でこの予算の範囲内で今年度実施をする予定としております。

○川端啓子議長 和田議員。

○和田勝弘議員 中口部長の回答で、1点だけ、来年もあるのかと、ことしと来年もあった場合はこちらにも要望したいという何があったんで、その回答がなかったんですけれど。

○川端啓子議長 中口部長。

○中口総務企画部長 和田議員の先ほどの質問が項目としてあったのに、まず漏れたことを申しわけなく思っております。

この補助金につきましては、一応、今年度、岬町が最後で対応ということでよろしく願いいたします。

○川端啓子議長 和田議員、よろしいですか。

それでは、他の議員の皆さん、大綱的質疑ございませんか。

鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 和田議員と一部重複するかわかりませんが、まず歳出の件で、9ページの工事請負費庁舎整備工事、この整備される内容、概算で結構ですけれども。

それと、12ページの最後の都市計画総務費、路線運行バス補助金が1,200万円ということですが、今現在、これ赤バスと思うんですが、4,200万円の補助金を出しているというのが去年までの実績です。ことしからは行革するということでいろいろ協力願って400万円ほど引いた3,800万円で運用してもらおうということですが、その辺のところの1,200万円の関係性を教えてもらいたいと思います。

○川端啓子議長 中口部長。

○中口総務企画部長 先ほど、グリーンニューディールの基金の出資といいますか、歳入のほうではそういうことでグリーンニューディール基金でございますが、その大阪府のグリーンニューディール基金の補助金を活用いたしまして、このたび本庁舎1階の廊下及び都市整備部を除く税務課、高齢福祉課に至る窓口受け付けカウンターの蛍光灯約103本あるわけでございますが、その照明をLED器具照明に取りかえると。

また、都市整備部において空調設備の整備をする必要がございます。その空調機器の省エネ型をこの都市整備部の旧食堂2台、前教育委員会事務局に3台を取りかえるものでございます。

このたびグリーンニューディール基金においては10分の10の補助金でございますが、一応、事務局といたしましては落札減を見込みまして10分の10の予算を組みたいんですけれども、若干の落札減を見込むことによってプラスアルファの一般会計の処理を計上いたしております。

もし、落札減であれば、先ほど言いました基本額である700万円の補助金を100%充当した事業にしたいと考えています。

○川端啓子議長 芦田部長。

○芦田しあわせ創造部長 鍛冶議員の一般会計補正予算12ページの路線バス運行補助金1,200万円補てんについてお答えいたします。

この赤バスの運行補助金につきましては、6月議会で年間4,200万円ということで増額補正をいただきまして、現在運行している中日臨海バスのほうと8月以降の運行について協議をしまいたところでありまして、

しかしながら、中日臨海バスのほうは現行のバスがもう既に60キロをオーバーして走っていて、エンジンもかなり傷んでいるということで、いつストップするかわからない状況と、この間の5カ年を見ても毎年赤字を持って走らせている状況であって、今後の運行について赤字のまままで走らせるわけにはいかないとの主張がありまして、さまざまな交渉を重ねた結果、8月から来年の3月までの運行について臨時に特別の補助金ということで1,200万円を計上いたしましたものであります。

算定根拠といたしましては、過去3カ年の中日臨海バスの収益の差し引きは約1,200万円、月割りにしますと96万1,000円という額になります。実際に走らせている収支差し引き96万1,000円と現行走らせている4台の路線バスのうちの2台分についてのエンジンが危ないということで、それでは他のところから同じようなバスを持ってくる費用として、そのバスの償却費として月額30万円掛ける2台分の60万円、合計156万1,000円になるんですけども、切り捨てをして150万円とみなして、その8カ月分の1,200万円と算定をいたしているところでありまして、

ただ、これは月額金額、現行350万円で毎月支払いをして、その12カ月分とは別に臨時の特別な補助金であって、来年の3月で打ち切るということになっておりまして、現在、来年4月から運行する業者の選定については選定委員会でこの間、プロポーザルで業者からの聞き取りをしまして、既に決定をしているところでありまして、

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 路線バスの件は厚生委員会並びにこれは行革が絡んでいますんで、また行革委員会がありますけれども、詳しく質問したいと思えます。片方では行革のために400万円カットしていくというのに、またプラスアルファの1,200万円が出てきていますんで、これは置いとくしまして、これはまた行革委員会なり厚生委員会でしっかりと質問させていただきます。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 先ほど鍛冶議員が質問したのと重複するんですけども、この赤バスの部分について、この1, 200万円は恐らく契約が切れて次の仮の契約の部分の必要費と思うんですけども、これはやはり住民の交通機関確保をするのは大変町として頭の痛い話ですがね、今、業者側の説明を聞いたんですけども、エンジンが2台についてはもう耐えられないと、かえないといけないという、これはあくまで民間企業の考えであって、それは当町で赤いバスを走らすに当たって、当然、予測できたはずですね。ということは、そういう旅客運送業者というのはバスの耐用年数とか、そして契約するに当たってどの金額をまぜて契約すれば将来的に事業投資してプラマイゼロ、もしくはもうけられると、そういう計算はプロやからやっているはずですよ。今になってそういうバスの耐用年数が来ているからとか、そういう言い方は業者としたらあるまじき行為と思うんです。

ただ悲しいかな、行政はそういう旅客運送の素人ですから、言われたまま聞かざるを得んと思うんです。対応する代案がないと思うんです。ですから、やはり交渉するに当たってはそれらしき識者ですね、見識者も横に添えているいろいろ話をすべきやと思うんです。でないと、向こうの言いなりに、エンジンが故障するから今度こんなやと、そんな言われたら、大人が子ども相手に契約結ぶみたい。失礼な話になるんですけども、気分悪くしないでください。

ということで、今後そういう方向にバスの交通機関を確保するんであれば、それらしき大ベテランのOBがたくさん町内でもおるわけですよ。運行管理をされた方、そういう方がノウハウを知っていますので、そういう方も一応町としていろいろ相談役として入れてやっていけば、当然向こうの言いなりにはならないと思うんです。そこをちょっと踏まえて今後行革でもまた言わせてもらおうんですけども、この2次補正について言いたいのは、もともとこの赤バスを走らせたのは南海バスが撤退するに当たって住民からの要望で確保しましょうと、これが基本ですね。

その当時、基本路線というのは僕の記憶では、小島から淡輪の駅前までの部分が基本路線一本でしたんですよ。それにかわるべき住民の交通機関を確保しようということで、町のほうもその考えで予算組んで走らせたと思うんですよ。

今、振り返ってみたら、この基本路線のほか、枝路線いろいろたくさんありますね。ここまでしたら、当然バス会社もそれはパンクすると思うんです。ここまで至ったのは、行政側も議会も、やはり反省すべき点があると思うんです。それは入り口から入り口まで交通機関を駆使すれば住民さん喜ぶますわね。しかし、今言ったとおり財政がパンクしますわね。

ということで、今後、業者との交渉に当たってできればバス会社というのは大手、中小、いろ

いろいろありますわね。そのOBなり、別に現役の方にでもよろしいから、過去にこういう実績で走ってもらっているんですけども、金額的にいかがですかというご相談なり、また今後バス部門を切ることができなかつたら、それらしき識者を町のいろいろな形で相談役を置いて、いろいろ相談掛けていけば健全なバス契約ができると思うんですわ。でないと、我々ではそういう知識がございませんから、当然、言葉悪いですけども、向こうの言いなりになります。

契約するときは、このバスは大体7年が耐用年数やと、いろんなメーカーによってあるんですわ。エンジンがパンクする、やはりボディーがもたないと、いろんなそれ業者が知っているはずですよ。知っていて契約して現在になってエンジンが2台故障すると、そういうことを言われても町としては、それは町の責任ではないと、そういうことをはっきり申し上げてほしいんです。

そこで、この路線バスの将来の展望を考えたら、私が先ほど述べたように基本路線でいくのか、それとも現在、手厚い、言葉悪いですけども、やはり枝路線までまだまだ確保して運行していくのか、これ判断する時期が来ていると思うんです。

基本路線でしたらはっきり申しまして1台で済むでしょう。予備車入れて2台ぐらいの確保で十分いけると思うんですわ。乗務員も少なくいける。ですから、基本路線に変えるのか、それとも現在の枝路線でいかにざるを得ないのであれば、それだけの知識を持った方に一度相談してから正規に契約をしていただきたいと、そういうように思っていますので、1つ私の意見も参考として今後取り入れていただきたいということをお願いしておきます。

○川端啓子議長 田島議員、答弁はよろしいんですか。

○田島乾正議員 いや、答弁があればしていただきたい。まだ決算でも言うことあるから。

○川端啓子議長 田代町長。

○田代町長 この問題は岬町の政策上の問題ですので、あえて答弁をさせていただくわけなんですけれども、先ほど鍛冶議員並びに田島議員のご指摘どおりであると思っております。

確かに従来から考えますと、路線、また枝線がさらに増便となっておる関係上、補助金等がかさんできたということは事実であります。さらに5年、5年の契約期間が切れて10年を過ぎております。

今回については10年目でありますので、この時点で実はバスの運行計画、さらにはバスの購入等も含め、昨年中で検討すべきだったかなと私も強くこれは反省をいたしております。

その中で、特に現在の中日臨海さんも一生懸命頑張っていたいただいているんですが、現在の4、200万円、年間で。到底、それでは今後運行は続けられないという状況に陥っておる。まず、内容については先ほど担当部長から説明のあったとおりですけども、その中で一番大きな問題

は、やはり中日臨海さんの現在使っているバスについて新車購入をしなければもう既に耐用年数を過ぎてエンジン等が償却を過ぎて運行不能の状況にあるということから、今後、例えば公募して新しい業者にかわったとしても、3カ月以上の期間がかかる。といいますのは、やはり運輸局の許可が新たに要るわけですが、中日臨海さんが継続される場合については許可をとっておられますので問題はないかと思えますけれども、到底、現在のお話の中では4,200万円をはるかに超える金額で大舞台の話が出ております。

そんな中で我々としては、これから、先ほどご指摘のとおり、長期的展望に立った中で今後、岬町の二次交通アクセスの条件を考えますと、高齢化がますます進んでおります。交通機関としては普通車を使っておられる家庭も多いんですけども、今後はやはり高齢化が進むにつれて、そういったバス、電車等の基幹を要することが今後ふえてくるんじゃないかなという予測をします。

それと地域性、例えば小島から多奈川線は非常に利用率が高いわけなんですけれども、最近、淡輪のインターができた関係上、少し車の運行状況はよくなりつつもありますけれども、まだまだ渋滞が続いておる関係上、ダイヤが乱れておるというのも確かな事実かなと、このように思っております。

そんな中で考えますと、このバスは住民の生活の交通アクセスですから一日たりともとめることはできないという観点から考えますと、現在のダイヤを何とか確保した中で補助金を抑えていく、そして今後新たにバスの購入等も含めた中で十分検討してまいりたいと、このように思っておりますので、いろいろとプロセスを持った方々のご意見をちょうだいすればいいんですけども、一応、他のバス会社の意見も聞いております。

そんな中で聞いておりますと、現行よりもさらに補助金が上回ってくるという状況でございますので、それでまた今後いろんな委員会等、また行革委員会等で十分説明をさせていただいた中でご理解を賜りたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 この問題については大変難しいと思うんです。やはり、だんだん当町も高齢化して、やはり乗客は少ないけれども運行しないといけない、収益が少なくなる、これ本当に福祉バスというべきものですけども。

この問題について、僕らもそうですけれども、将来的に1人でバスに乗れない年齢、状態になるのはもう避けて通れませんからね、ですから、今、社協では病院へ行ったりいろいろ行動するには社協のタクシーですね、安価な。そういうような部分を町と社協と連動しましてね、いろん

な検討をして、なるべく枝路線のバスを廃止するならば社協と連動して、こういう1人で乗れない方、やはり介助が必要な方でしたら、そういうぐあいに社協と連動して協議して運行することにして、枝路線を切ることができると思うんです、そういう考えで。

そして、当然、現在の路線では当然やっていけないと思うんです、素人目から見てもね。その4、200万円結局収益の1、200万円ですか、料金の。そうして、恐らく当時走ったときに利用者数と現在の利用者数というのは恐らくまだ統計とっていないんですけれども、右肩下がりになっていると思うんです。でないと、バス会社も経営がしんどいと言わないはずです。利用者が減っているからですわ。収益がないからそういうことを言うてくるので。ですから、この際、行革でまた質問しますけれども、やはり路線の見直しを考えないと今現在のバス会社というのは、わかりましたと言わないと思います。ですから、路線の見直しをしてバス会社の負担を軽減すれば現在の契約なりそれなりで運行できると思うんですわ。

もう1点、バス会社に頼るのも大事ですけれども、町がバスを購入してドライバーの派遣をお願いすると、こういう方法もあるわけです。町がバスを購入してバスの運行部分については。一応資格のある運行管理者をお願いして、ドライバーを派遣していただければ町は収益を求めなくていいわけですね。バス会社は収益を求めるのでそういうことになっているけれども、町がバスを購入して維持管理してドライバーを今もう大手バス会社のドライバーOBなんかたくさん町内にでもおられます。その方の雇用対策も考えて、やはりOBのドライバー派遣ということにしてもよろしいし、そういう方法も一つ検討していただきたいと思います。

これは、あるバス会社に問い合わせをしたら、そういう方法もございますよという回答を得ていますので。それは町当局のほうで判断していただいたらいいと思いますので、その点について町長、先ほどおっしゃられましたように財政的な問題が絡んでいますので、一つよろしくお願ひしたいと思います。

この補正予算についてはこの程度にとどめます。また決算とか行革でお尋ねしたいと思います。

○川端啓子議長 田島議員の質問が終わりました。

他の議員の皆さん、大綱的質疑はございませんか。竹内議員。

○竹内邦博議員 この予算案の11ページから12ページにかけての商工費について少しお聞かせ願ひたいと思います。

地域産業活性化協議会委員というのがあるんですけれども、これは先ほどちょっと聞き逃したんですけれども、本年度より立ち上げたものなのか、また、どのような活動をしているのか、またメンバーは何人ぐらいでやってるのかということが1点と、それと、あと観光費の中の観光の

パンフレットをつくるというのは、どのようなパンフレットなのか。

また、我々やっている観光ボランティアというのとダブっているような気がするんですけども、その辺のところをお願いいたします。

もう一つ、その下の土木の河川のところなんですけれども、河川水路維持費の3,050万円なんですけれども、これは男鹿谷の事件かどうかというのをちょっと聞き漏らしたんで、その3点だけお願いいたします。

○川端啓子議長 末原部長。

○末原都市整備部長 竹内議員の3点のご質問で、まず私のほうから観光費の印刷製本費のことについてお答えさせていただきます。

これは、従来、観光のためにつくってあるパンフレットが今まで、今回の淡路号というんですか、サザンがあったため、いろんなためにパンフレットをはいてしまいました。

したがいまして、これを新たに印刷製本するものでございます。

それと、河川水路維持の中で工事請負費につきましては、河川水路維持費2,300万円となっております。このうち男鹿谷にかかる部分が2,000万円、その他、河川水路で今回、当初予算では改修できない部分、タウンミーティング等で要望のあった部分で300万円、残りの委託料及び公有財産購入費につきましては男鹿谷の分でございます。

地域活性化協議会報償費につきましては、今回、新たに地域活性化するために今年度初めて立ち上げたものでございます。

○川端啓子議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 今、活動とメンバーはどれぐらいいてるのか、もう一度教えてください。

○川端啓子議長 笠間総括理事。

○笠間総括理事 地域産業活性化協議会でございますけれども、きのう一般質問のお答えの中でもさせていただきましたように、企業誘致の関係で総務文教委員会管轄になると思います。

予定は、関西電力さん、それから和歌山大学を予定しております。商工会、そして地元のそのほかの有識者ということで5名程度で、将来的に交付金等々が有利になる、そのための事前の協議会ということでございます。

○竹内邦博議員 私、総務部に属していますので、申しわけございません。

○川端啓子議長 では、他の議員の皆さん、大綱的質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程2、議案第48号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、岡本 茂さん。

○岡本しあわせ創造部理事 日程2、議案第48号、平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件につきまして、概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、前年度医療費等の確定による国、府及び支払基金の負担金等の精算返還と資格喪失者への保険料還付の増加に伴う費用について補正をお願いするものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,384万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,757万5,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。

まず、国民健康保険料としまして1,294万3,000円を増額補正するものであります。内容としまして、一般被保険者国民健康保険料120万9,000円と退職被保険者等国民健康保険料1,173万4,000円を増額し、負担金等の精算返還金に充当するものでございます。

次に、繰入金、基金繰入金としまして90万円の増額補正でございます。内容といたしましては、一般被保険者保険料の還付金に充当するため基金から繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明させていただきます。議案書は同じく2ページ、詳細につきましては5ページをあわせてご参照願います。

まず、諸支出金、償還金及び還付加算金といたしまして90万円を計上しております。これは所得更正や社会保険加入者届けがおくれた方で前年度中に資格を喪失した方への過年度分の保険

料の還付金が当初見込みより上回ったため増額補正を行うものでございます。

次に、償還金としまして1, 294万3, 000円を計上しております。これは、前年度の医療費等の確定により国、府支払基金に対する精算返還金でございます。

以上が、平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程3、議案第49号「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、岡本 茂さん。

○岡本しあわせ創造部理事 日程3、議案第49号、平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算(第1次)の件についての概要を説明させていただきます。

今回の補正予算の目的は、前年度の介護給付費の確定による国、府支払基金の負担金等の精算

返還及び前年度の剰余金の処理でございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,573万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,714万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページ及び3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページ、5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、歳入では繰越金としまして5,573万3,000円の増額補正でございます。この繰越金につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴う剰余金を繰り越すもので、後ほど歳出に出てきますが国、府支払基金への前年度精算金として支出と介護給付費準備基金積立金に充当するものでございます。

次に、歳出につきましては、諸支出金、償還金及び還付加算金といたしまして1,621万7,000円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度の介護給付費の確定に伴い国、府支払基金それぞれに精算返還するものでございます。

続きまして、基金積立金、介護給付費準備基金積立金としまして、3,951万6,000円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度の給付費の確定に伴い、その剰余金を基金に積み立てるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程4、議案第50号「平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、中口守可さん。

○中口総務企画部長 日程4、議案第50号、平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきまして概要をご説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,025万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、深日地区財産区基金繰入金79万8,000円を計上いたしまして、歳出におきましては、緑西集会所管理フェンス修繕に伴う一般会計繰出金79万8,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程5、議案第51号「岬町税条例等の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 日程5、議案第51号、岬町税条例等の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号)の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例の改正の内容についてご説明いたします。なお、ごらんのとおり改正内容が多岐にわたっておりますので、別に送付しております「岬町税条例等の一部を改正する条例の概要」に基づきましてご説明させていただきます。

また、今回の税条例の一部改正につきましては、第1条、第2条及び第3条に分けて改正を行っております。

それでは、第1条に係る主な改正内容をご説明いたします。概要版1ページをごらんください。

1. 個人住民税関係のうち、(1)寄附金税額控除規定(条例第34条の7)の改正であります。

改正の内容は、個人の都道府県及び市町村に対する寄附金、ふるさと寄附金などでございます。

けれども、その寄附金の拡大など寄附金制度の裾野を広げるため、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるものでございます。

なお、この見直しは平成24年度以後の個人住民税について適用するものでございます。

次に、(2)といたしまして、寄附金税額控除における特例控除額の特例規定(附則第7条の4)の改正であります。

改正の内容につきましては、課税総所得金額などを有しない場合であって、土地等に係る長期譲渡所得を有する者などに対して寄附金税額控除を適用する際の特別控除額の計算に関する規定を簡素化するものでございます。

次に(3)、先ほど説明いたしました(1)及び(2)の改正に伴いまして分離所得課税等の特例規定の改正でございます。内容につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例などの、分離課税所得を有する者に対して、寄附金税額控除等を適用する際の所得割の額に関する読みかえ規定を改正するものでございます。

次に(4)といたしまして、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の見直し(附則第8条)であります。改正の内容は、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外することとし、その適用期間を平成27年度まで延長するものであります。

次に、概要版の2ページをごらんください。

2. 固定資産税関係の改正であります。改正の内容につきましては、高齢者の居住を確保する法律の適用を受ける高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の対象をサービスつき高齢者向け貸家住宅とし、この減額措置を受けようとする者に関する手続規定でございます。附則第10条の2の改正を行うものでございます。

次に、3. 租税罰則の見直しでございます。国税等の課税の適正化を図り、税制への信頼を確保するため、脱税犯・秩序犯の罰金刑及び懲役刑の上限が引き上げる改正が昨年6月に行われまして、その6月以後に発生しましたものから適用されております。

今般、地方税法におきましても、この改正の趣旨を踏まえ、納税管理人を定める申告や所得の申告など、税法に規定する必要な申告等を、正当な理由がなく、しなかった場合に科する過料を3万円以下から10万円以下に増額するとともに、たばこ税などに新たに過料の徴収規定を設ける改正が行われましたため、この地方税法の改正内容に準じまして、ごらんの内容の改正を行うものでございます。

次に、概要版3ページをごらんください。

第2条の改正の主な内容についてご説明いたします。

岬町税条例の一部を改正する条例（平成20年岬町条例第18号）において規定する、個人の町民税に関する寄附金税額控除に係る経過措置の改正及び個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割について、軽減税率を適用する特例を2年間延長するなどの改正を行うものでございます。

次に、第3条の改正の主な内容でございます。岬町税条例の一部を改正する条例（平成22年岬町条例第7号）において規定する、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例を2年間延長し、その施行日を平成27年1月1日とする改正を行うものでございます。

次に、この改正条例の施行期日についてご説明いたします。

この改正条例は公布の日から施行する。ただし、過料の増額及び新設の改正規定、第26条以下でございます。これは、公布の日から起算して二月を経過した日から、また、肉用牛の売却による事業所得に関する課税の特例の改正規定は平成25年1月1日から、また、高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税を減額する規定の改正につきましては、定めます高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日からそれぞれ施行することといたしております。

以上が、岬町税条例等の一部を改正する条例の改正内容でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町税条例等の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程6、議案第52号「岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 日程6、議案第52号、岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件について、ご説明させていただきます。

提案理由としまして、国の法律であります災害弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に公布施行されたことに伴いまして、同法の改正内容に順次、本条例に所要の改正を行うものであります。

本条例の趣旨は、政令に定める地震、津波などの異常な自然現象による災害により死亡した者の遺族に対し、福祉及び生活の安定に資することを目的として支給する見舞い金制度について定めたものであります。東日本大震災の甚大さ等にかんがみ、支給対象者の範囲を拡大する法改正が行われたことに準じて改正するものです。

裏面をお開きください。あわせて新旧対照表をご参照ください。

改正内容としましては、支給対象となる遺族の範囲と順位を定めています条項、第4条第1項で、同項第2号には配偶者、子、父母、孫、祖父母を遺族の範囲及び給付する順位とする旨を定めているところですが、今回の改正により、死亡した者の兄弟姉妹に対しても支給対象の範囲を拡大することとし、同項第3号に新たにその内容を追加するものであります。

ただし、配偶者、子、父母、孫、または祖父母のいずれもが存しない場合、かつ死亡した者と同居または生計を同じくしていることが条件となります。

岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)、岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中、「維持していた遺族」の次に、(兄弟姉妹を除く。以下、この項において同じ。)を加え、同項に次の一語を加える。第3号、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であつて、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡し

た者の死亡当時そのものと同居し、または生計を同じくしていた者) に対して災害弔慰金を支給するものとする。

なお、附則としまして施行公布の日からとし、平成23年3月11日以後の災害に対して遡及して適用することとしています。

以上、岬町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する件について説明させていただきました。

なお、本議案につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程7、議案第53号「スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育次長、古谷 清さん。

○古谷教育次長 日程7、議案第53号、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する件

について説明を申し上げます。

この件は、スポーツ基本法の施行に伴い関係条例に所要の改正を行うものでございます。

スポーツ基本法は、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法を全部改正する形で成立いたしましたして、本年6月24日に公布され、8月24日から施行されました。

このスポーツ基本法は、スポーツに関し、基本理念を定め、また国や地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力義務について規定するとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものでございます。

提出させていただきました条例案は以上の、この新しいスポーツ基本法の規定を踏まえ、関係条例に必要な文言の修正を行うものでございます。

条例（案）の内容について説明いたします。

議案書裏面の条例（案）及び新旧対照表をご参照願います。

第1条におきましては、岬町運動広場設置条例の一部を改正し、第1条中の「スポーツ振興」を「スポーツの推進」に改めることとしております。

第2条においては、岬町立町民体育館条例の一部を改正し、第1条中の「スポーツ振興」を「スポーツの推進」に改めることとしております。

第3条においては、岬町立テニスコート条例の一部を改正し、第1条中の「スポーツ振興」を「スポーツの推進」に改めることとしております。

第4条におきましては、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表中の「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改めることとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上が、本件を提案する理由と条例（案）の内容でございます。

本件につきましては、総務文教委員会へ付託される予定と聞き及んでおります。慎重なご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程8、議案第54号「岬町財産区管理会条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、中口守可さん。

○中口総務企画部長 日程8、議案第54号、岬町財産区管理会条例の一部を改正する件につきましてご説明を申し上げます。

岬町財産区管理会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるということで、提案理由といたしましては財産区管理委員の再任についての明確化を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

裏面をごらんください。なお、本条例の一部を改正する条例の新旧対照表もあわせてごらんください。

岬町財産区管理会条例の一部を改正する条例(案)、岬町財産区管理会条例の一部を次のように改正するというので、第3条に、次の1項を加える。2、委員は再任されることができる。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町財産区管理条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程9、議案第55号「副町長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯さん。

○田代町長 日程9、議案第55号、副町長の選任について同意を求める件についてご説明を申し上げます。

なお、後ほどご説明を申し上げます日程13、議案第59号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件と一部関連共通して特別職の必要性の趣旨に関する内容を盛り込みながら説明せざるを得ませんので、あらかじめご理解、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

私はさきの平成21年10月4日の選挙におきまして、住民の厚い信託を受け、歴史ある岬町の10代目の町長という大任を担うことになりました。温かみのある町政を進めること、財政を建て直すこと、町の未来を創造すること、この三つを基本理念として10月9日に就任以来、住民の視点及び利用者の視点に立って住民主体、住民本位の町行政の推進に努めてまいりました。

本年10月で前半2年間が経過し、ちょうど任期の折り返し点を迎えるに当たり、本9月議会には私にとって節目の議会であり、2年間の自己点検、検証と今後2年間への新たなチャレンジに向けた前向きな組織改革を断行すべきと決断したところであります。

もちろん、本席におられます町議会の皆様方のご協力、ご指導のもと折り返すことができまし

たことに対しまして改めて感謝を申し上げます。

これからも、先ほどの三つの基本理念を大切に、住民本位の町行政の推進、行財政改革などの町が有する重要懸案事項に議会の皆様とも十分協議、調整を図りながら職員一丸となり取り組んでまいります。

そのためには、岬町役場の土台、足腰を太く・強くするための総合調整、また引っ張り役を担っていただく即戦力の人材が必要との考えで、ここに内部登用による特別職の選任を提案するものであります。

まず最初に、なぜこの時期に本9月議会で選任するのか、大きな理由として3点申し上げたいと思います。

1点目は、町が待ったなしで取り組むべき最重要課題をさらに推進していくため。2点目は、地方公共団体としてのあるべき組織体制のルールを敷き直す。3点目は、来年度の組織・人事体制を考えて先手を打つのであります。

具体的には、組織・施策推進体制を強化し、第2次集中改革プランへの取り組み、新たな企業誘致、未収債権の整理、第4次総合計画の実現、子育て支援、教育環境の充実など待ったなしで町が取り組むべき最重要課題に迅速かつ継続して、また見落とすことなく取り組みたいと考えること。

また、副町長、教育長を選任し、私との役割分担、トライアングル体制で担当部長・理事などの職員との相談・調整、議会・関係団体との協議などの橋渡し役を担っていただき、町施策の推進・チェック体制を強化していきたいこと。

ちなみに、現在、府下町村において副町長、教育長がともに不在の団体は岬町以外ありません。町政を一日たりとも停滞させない、非常時においても役場機能を維持・継続させるためには重層的な組織体制、指示、命令系統を確立しておくこと、いわゆる組織上の危機管理をしっかりとしておく必要があります。東日本大震災や、先日の台風12号の被害などを目の当たりにしてその準備・必要性はますます重要と感じたところです。

この2年間、私は、副町長は選任せず、町政全般をできる限り細かく、みずから確認、調整、施策判断してまいりましたが、さらにそのチェックや判断の視点や、角度、頻度を充実させ、住民福祉やサービスの提供の向上につなげていきたいと考えております。

さらに、今年度、平成23年度末で部長級6名が定年退職を迎えます。部長級の約半数に当たるものです。平成24年度当初での組織改正、人事異動では業務の適正な引き継ぎや組織の統制力の一時的低下も懸念され、次なる管理職の育成や職員の意識改革には今の時期、今9月議会が

適切な時期と判断したところです。

本町は、地方自治法の改正及び行財政改革の推進などを踏まえ、収入役は廃止し、副町長は政治的な配慮で平成20年1月から空席、教育長については前任の退職表明の時期をかんがみ平成23年4月から空席となっております。

教育行政の分野においては、前田中教育長の退職、また、本年8月1日付で羽畑教育委員長から松田教育委員長に異動がありました。これまでの教育行政・環境の充実は、教育委員会また教育委員一人ひとりのご努力、ご尽力のたまものであり感謝申し上げます。

私は、子育て環境の基礎というべき教育環境、教育行政については絶え間なく将来を見通し、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。そのためには、現在、不在の教育委員の補充、教育長の選任は必要不可欠であり、岬町の行財政状況やこれまでの教育環境を熟知した方に内部登用によるその重責を担っていただきたいと考えたところでございます。

以上、提案するに当たり、特別職の設置の必要性の趣旨を説明いたしました。その趣旨を踏まえ、ここに副町長として同意を願う中口守可氏は昭和26年4月6日生まれで、岬町立深日保育所、岬町立深日小学校、岬町立岬中学校、府立和泉高校、そして大阪工業大学を卒業後、昭和50年岬町に奉職され、上下水道部長、事業部長、総務部長を経て、現在、総務企画部長として、その手腕を発揮していただいております。本町の行財政に精通されていることはもちろん、幅広い見識を有しておられる方であります。

また、和泉高校ではラグビー部のキャプテンとして活躍されたと聞き及んでおります。ご同意を賜りますならば、9月30日をもって本町を退職し、10月1日から本町副町長に選任するものであります。

それでは、日程9、議案第55号、下記のことを副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号第162条）の規定により、議会の同意を求めるものであります。

平成23年9月6日提出

岬町長、田代 堯

記

住所 和歌山県和歌山市六十谷1342番地の271

氏名 中口守可

生年月日 昭和26年4月6日

提案理由 町政運営の充実を図るため、中口守可氏を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

履歴、経歴等については裏面をごらんください。

以上、よろしくご審議の上、選任にご同意賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。竹内議員。

○竹内邦博議員 今、町長のほうからいろいろ副町長の経歴、その他、また中口部長の本当に裏面を見ますと、昭和50年から今年度までいろんな部署を経験いたしまして、人物的には、これは今後町の副町長として本当に努力していただきたいと思います。

それと、もう一つ、先ほど町長は三つの理由を挙げておられましたけれども、その中で一つ、財政についての点がちょっと抜けておりましたので、今、私どもが行財政改革をいろいろ進めている中で、できれば、もう少し先延ばしできないものかという考えを私は持っておりますので、その点だけ考慮していただきたいなと思います。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 ご指摘のとおり、ただいま岬町行財政改革を行っております上、本当に1名の増、副町長を選任することは議会の皆様、そして住民の皆様にご迷惑をお掛けすると思えます。

しかし、現状の東日本の大震災、さらには、今回の紀伊半島大雨による豪雨災害の問題、そういったこれからの危機管理、そして内部組織の体制等考えますと、多少、行財政改革と異なる状況に財政負担がのしかかってくるかなと思いますけれども、その分、町行政の土台、そういった組織の強化を図るためにはどうしても住民の皆さん方が安心して暮らせるまちづくりをやっていくには、組織体制が重要と考えましたので、ご理解を賜りたいと思っております。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 人事案件ですので、余り深く入りたくないんですけども、先ほど提案理由として長々と町長から説明していただいたんですけども、その中で段階の組織のレール敷きをしたいと、この2年間なぜこのままレールを敷かんと我慢していたのか。それは財政的に大変遠慮してやっていたと思うんです。

どんなスポーツにしても、やはりチームの役職が欠けていたら幾ら秀でた選手でも相手チームには勝てないんですわ。まして、当町には副町長の定数が2名という定数がありながらゼロであったと。それは、町長が自信があつてやりはったんか、2年間。それはわかりませんけれども。

しかし、財政がないからってなかったらどうしますんやと、財政生まないかんやないかと。今ある財政でどうしていくんやと。そういう鶏が先か卵が先の話をするよりも、やはり財政を確保

するように営業してもらわないといけないということで、私、前回、町長にも言ったはずですが、6月の定例議会でね。

やはり、財源確保には町長は町内におったら駄目ですよと、町外へ出てトップセールスしなさいよということをお願いしたわけですね。そうしたら、留守番は残された職員でやりなさいということになるんですけれども、やはり職員ではできない決裁だとかいろんな問題が生じてくるんで、やはり2名の定員を確保しながらゼロでおったと。他の自治体ではそういうところはないと、今、町長述べましたけれども。やはり、今回の提案遅かったと思うんですわ。

やはり、2名があれば、1名だけでもその当時、町長として陣頭指揮するんであれば嫁はんを置いときゃよかったんですわ。ですから、今も大変財政厳しいけれども、厳しい分、もうけてきてくださいよ。

先般、議会も宮城県の大和町へ視察に行ってきました。あそこの企業誘致で大和町の新しい庁舎も見てきましたし、すばらしい企業団地も見てきました。その中で取り組んだのは、秘策を聞いてきたわけですね。そうしたら、やはり向こうの成功した秘策は、結局、町と県と国と、この連動で一流企業のトヨタとか、そういう関連企業を誘致できたということですね。やはり、町長も県も国も動かんと、そういう立派な一流企業は来てくれないということですね。

そうしたら、当町の場合どうですか。土取り跡地はあるけれども、大和町の企業団地とは比べものになりません。

そういうことで、やはり町のほうは関係者を県の東京事務所に2年間出向させて、そして県の職員の指導を受けて、そして、また要望を地元選出の代議士に中央のほうでお願いしたと、そういう努力しているんですわ。

ということで、副町長選任という話も大事ですけれども、やはり、そのぐらいのことをするためにはチーム、仲間をもっと早く出してもらっていたらこの土取り跡地ももっとすばらしい企業が来ているかもわからんということで、町、県、当町の場合は町、府、国ということで、そういう働きをする考えで活動してほしいわけですね。

ということで、町長、そういう考えありますか。あるかないか、町長の答弁いかんによって、私、賛否の判断したいと思います。

○川端啓子議長 岬町長、田代 堯さん。

○田代町長 岬町の財政状況が厳しいのは議員の皆さん方ご承知のとおりだと思います。

それを踏まえて、今後さらに企業誘致、また町の遊休地の利用、そういったものを含めて、今後、町長として活動するには、やはりトップセールスが大事かなと、このように思っております。

なぜこの2年間置かなかったのかということについては、先ほども申し上げたとおりでございますけれども、一定の目安、つまり行政改革の柱、それを立てる、そして組織の中身をしっかりと自分が直接担当部署、担当課とお話ししながら、やはり自分が熟知するということが大事なかなと、こういうふうにした中で、あえてこの2年間は担当職員、岬町の職員全体にいろんな意味で苦勞かけたことは事実でございます。

今後、副町長を置くことによってワンクッション置いて、いろんな形で私が不在の場合についても十分行政機能が発揮できるように、そういったシステム、ピラミッド型の組織づくりに努力してまいりたいと。ご指摘のとおり、企業誘致に向けた活動については、議員の皆さん方も含めて一緒に議会と行政が同じような立場で今後進めてまいりたいので、ご理解を賜りたいと思います。

○川端啓子議長 小川議員。

○小川日出夫議員 先ほどの竹内議員の答弁と同じような意見ではございますが、田代町長、2年前に就任されて以来、一生懸命汗をかき、町のために働いてくださっているのは私も認めるところでございます。この2年間、副町長が不在のままでも大きな問題も起きず、そして、岬町のかじ取りを間違えず、首長として汗をかいていただいたのは田代町長の並大抵ならん努力と考えております。

今回の人事の件で、時期、また財政の問題、いろいろございますが、ただ、行財政改革を進める中で、今期の決算が出、また、来期の予算が確定し、その後であったら駄目なものでしょうか。もう後何カ月間か、何年かわかりませんが、もう一度副町長不在のまま田代町長に頑張っているだけだいたいというのが私の意見でございます。

答弁あれば、お願いいたします。

○川端啓子議長 岬町長、田代 堯さん。

○田代町長 おっしゃるとおり、副町長または教育長を置くことによって、これは教育長というのは不在ではないので、これは早々に選任すべき事項でございます。

今回、小川議員のほうからもうしばらくの間、例えば来年3月まで定年退職を迎える職員を待って選任したらどうだというご指摘だろうと思います。

私もいろいろこれについては12月議会、3月議会と考えてみました。そんな中で、どうしても来年度当初予算を組むには、この10月から非常に大事な時期でございます。そういった意味では、現在進めております行政改革の柱はできましたけれども、今後3年間これをやっていくにはいろいろと難題があるかと思います。その点、外へ出ていく数が多くなろうと思います。

つまり、府、国との接触事が大変多くなっていくことが予測されますので、そういった意味から今9月がちょうどお願いする時期かなと、このように判断いたしました。

といたしますのも、来年多くの部長級が、先ほど申し上げましたとおり定年を迎えます。それに当たって一度にして組織が非常に弱体化する可能性がありますので、この9月の定例議会をもって選任することが町長、副町長をもって今後の人事管理、また組織体制、さらには給与維持等の行財政改革も、これは私の一番の柱でございますけれども、そういったものについて、住民のいろんな苦言、またはそういった要望等に対応するためにはどうしてもこの9月が大事なかなと、このように感じた次第でございますのでご理解賜りたいと思います。

○川端啓子議長 他の議員の皆さん、質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 今、いろいろな議員さんから質問もあり、それに対するの答弁をお聞かせいただいております。組織の体制の問題について答弁があった中身等をお聞かせいただきますと、この提案の合理性については感じているところであります。

もとより、副町長不在という自体そのものが地方公共団体としては異常な事態でありますので、設置するということはしかるべき措置であるというふうを考えるものでありますけれども、そうなりますと、現在の総務企画部長の席が空白になってしまうということで、そのことによる行政上の混乱、また、その後を埋めていく中で職員の皆さんへの過重負担等、そういったことは起こらないのか、そのあたりについて懸念がありますので、お聞かせいただければと思います。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 おっしゃるとおり、人事異動等の問題が出てまいります。しかし、今回、行政改革の柱の部であります財政改革部についても今回総務部が抜けることによってその部長をどうするかと、または、まちづくり戦略総括理事が抜けますのでどうするかという問題があります。これについては内部調整をしっかりとやっていき、今後、当分の間、現体制並びに多少手を加えてでも現体制の中で頑張りたいと思っております。

○川端啓子議長 他の議員の皆さん、よろしいですか。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、議案第55号「副町長の選任について同意を求める件」を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数であります。よって、議案第55号は、これに同意することに決定いたしました。

○川端啓子議長 それでは、ただいま選任同意され、平成23年10月から副町長として就任されます中口守可さんから皆様にごあいさつしたい旨の申し出がございますので、そのように取り計らいたいと思います。

中口守可さん。

○中口総務企画部長 大変貴重な時間をいただきましてありがとうございます。また、高いところからのあいさつということでお許しをお願いいたします。

今、副町長選任に当たりご承認を賜りまして、まことにありがとうございます。身に余る光栄と、改めて身の引き締まる思いをいたしております。

私は昭和50年に岬町に奉職以来、36年間今日ありますのは議会の皆様方の温かいご指導とご鞭撻、町長初め諸先輩方のご指導、ご鞭撻、また職員組合並びに同僚職員のご協力のたまものと改めて感謝申し上げる次第でございます。

今、岬町は大変厳しい財政状況の中、大きく飛躍するかどうかの岐路に立っていると認識しております。先ほど田代町長より副町長の設置の必要性等のご説明がありましたが、設置の必要性を十分認識いたしまして、住民本位の町行政の推進に努めてまいる所存でございます。

また、36年間で培ってきた行政経験を最大限に活用いたしまして、総合計画に示します「豊かな自然 心かよう温もりのまち みさき」の実現のため、微力ではありますが、田代町政のもと全身全霊を傾け精いっぱい職責を全うして頑張る所存でございます。

つきましては、議会の皆様方の従前と変わりませぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げましてあいさつとお礼にかえさせていただきたいと存じます。

ありがとうございました。頑張ります。

(拍手)

○川端啓子議長 ご苦労さまで、頑張ってください。

○奥野議員 今、採決された前に、ちょっと私の聞き間違いかしれないんですけども、賛成の方の挙手を求めると言わずに、皆さんの賛成のというような何か発言があったように聞こえたんですけど、間違いはないですか。

採決の前の発言。

○川端啓子議長 起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

○奥野議員 今のそのまま言ったんですか。

○川端啓子議長 ええ。これ、読んだんですけど。

○奥野議員 じゃあ、結構です。

○川端啓子議長 このとおり読んだんですけど。よろしいですか。

○川端啓子議長 お諮りいたします。

日程10、議案第56号「公平委員会委員の選任について同意を求める件」から日程12、議案第58号「公平委員会委員の選任について同意を求める件」の3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、日程10、議案第56号から日程12、議案第58号までの3件を一括議題とすることに決定いたしました。

本3件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯さん。

○田代町長 日程10、議案第56号、日程11、議案第57号、日程12、議案第58号の公平委員会委員の選任について同意を求める件につきましてご説明を申し上げます。

最初に、日程10、議案第56号、公平委員会委員の選任について同意を求める件についてご説明申し上げます。

公平委員会委員、貴治貞夫氏は平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

貴治貞夫氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。

続きまして、日程11、議案第57号、同じく公平委員会委員の選任について同意を求める件についてご説明申し上げます。

公平委員会委員、四至本晴夫氏は平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

四至本晴夫氏の経歴につきましても、議案書裏面をご参照ください。

続きまして、日程12、議案第58号、公平委員会委員の選任について同意を求める件についてご説明申し上げます。

公平委員会委員、上出 卓氏は平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

上出 卓氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。

以上、よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第56号、公平委員会委員の選任について同意を求める件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、議案第56号は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第57号、公平委員会委員の選任について同意を求める件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数であります。よって、議案第57号は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第58号、公平委員会委員の選任について同意を求める件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、議案第58号は、これに同意することに決定いたしました。

○川端啓子議長 お諮りいたします。

日程13、議案第59号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」及び日程14、議案第60号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、日程13、議案第59号及び日程14、議案第60号の2件を一括議題とすることに決定いたしました。

本2件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯さん。

○田代町長 日程13、議案第59号及び日程14、議案第60号の教育委員会委員の任命について同意を求める件についてご説明申し上げます。

先ほどの副町長の選任に当たり、教育委員の設置の必要性については述べさせていただいたところでありますので省略させていただきます。

任命理由について述べさせていただきます。

平成23年3月31日をもって退任されました田中繁樹氏の後任としてこのたび上程させていただく人物として、総括理事である笠間光弘氏を任命するものであります。

笠間氏は昭和26年12月28日生まれで、岬町立淡輪小学校、岬町立岬中学校、桃山学院高校、近畿大学法学部を卒業後、昭和49年岬町に奉職され、教育次長、企画部長を経て、現在、総括理事としてその手腕を発揮しています。

特に教育委員会関係、人権部門において昭和53年には社会教育主事を取得し、生涯学習関係では6年の経験を有し、さらには平成4年から7年間学校教育課長、その間に指導室長を兼務し、

平成17年に教育次長という教育行政の核として活躍してまいりました。

本町の行政に精通しており、幅広い見識を有しています。ご同意を賜りますならば、今9月定例議会の最終日をもって本町を退職し、その次の日、9月29日から本町の教育委員として任命するものであります。

なお、教育長の任命については、まず教育委員として議決、同意をいただく必要が生じます。

それでは、日程13、議案第59号、教育委員会委員の任命について同意を求める件。

下記のことを教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号第4条第1項)の規定により、議会の同意を求めるものであります。

平成23年9月6日提出。

岬町長、田代 堯。

記

住所 大阪府泉南郡岬町淡輪1460番地の5

氏名 笠間光弘

生年月日 昭和26年12月28日

提案理由 岬町教育委員会委員、田中繁樹氏は平成23年3月31日をもって退職されました。以来、欠員となっておりました委員の後任に笠間光弘氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

履歴、経歴等については裏面をごらんください。

以上、よろしくご審議の上、任命することにご同意賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、日程14、議案第60号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件についてご説明申し上げます。

岬町教育委員会委員の奥野早苗氏は、平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町深日1461番地

生年月日は、昭和40年6月4日です。

経歴につきましては、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 特に2名選出されていますけれども、笠間光弘さんは教育長になるということ聞いておりますけれども、今現在、総括理事として立派に職責を果たしておられることは認めるものでございますけれども、岬町では実際に教育の経験者の人材がたくさんおられます。また、教育委員会のOBもおられます。

そういう点でいきまして、私はそういう教育に携わった人を選んでいただきたいということを念じるものですが、その辺について町長の意見をお願いします。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 先ほども提案理由の中で申し上げましたとおり、教育委員会の委員については議会の同意を得るという必要がございます。そして、教育長等については教育委員会の中で選任されるものと思っております。

そんな中で、教育経験者ということのご質問ですが、現在、6名の教育委員さんがございます。その中で、学校教育、学校長経験というのは羽畑前教育委員長さんだけだと私は思っております。あとは民間のいろんな教育に関する関係の方々にご協力を賜っていると思っております。

そんな中で、今回、笠間光弘氏を私が皆さん方にご同意願う、まず選任いたしましたのは、やはりこれからの教育行政というんですかね、それについては、やはり地方行政の長と連携しているような、例えば人事管理にしても、これからの教育問題、さらには学校施設等の問題、そういった場合には直接かかわりがあってお互いに共同でやっていかなければ、これからの教育委員会の組織からいって非常に学校の経験者だけでいいのかということは非常に私は今後考えていく必要があるとそう感じました。

といいますのは、教育長というのは最近では公募制とか、そして民間からの導入ということで、学校長も民間、全く教育の経験のない方も校長として現在和泉高校ですかね、そういったところに校長として十分その成果を発揮しておられますので、そういった意味では、今回、行政に精通しているものが教育委員会または教育長に選任されれば、さらに今後一般行政と教育行政とのかかわりというのは深く、よりいいものができるんじゃないかなと、このように思って選任をお願いした次第でございます。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 町長の意見はよくわかりましたけれども、私が議員になりましたから、今の教育委員会から2名の方がOBで出ておられます。女性と男性ですが、ということがありまし

たので、私は特にこれをお話ししたいわけです。私の考えはそういうことです。

○川端啓子議長 鍛冶議員の質問が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。竹原議員。

○竹原伸晃議員 任期の確認なんですけれども、田中繁樹さんの後任にという提案なので、実際いつになるかちょっと確認させていただけますか。

○川端啓子議長 答弁をお願いします。古谷次長。

○古谷教育次長 後任ということでございますので、残任期間ということになります。

具体的には、平成24年9月30日までという任期になります。

○川端啓子議長 竹原議員、よろしいですか。

では、他の議員の皆さん、質疑ございませんか。

中原議員どうぞ。

○中原 晶議員 先ほどの議案第55号のときの提案理由の説明を聞いておまして、この議案第59号のことについてもその中で説明されたわけなんですけれども、1点確認したいんですけれども、この議案第59号というのは教育委員会の委員の任命ということでありませぬ。

ですけれども、先ほど来のお話を聞いておますと、この議案第59号の提案をもって事実上、教育長を選任するかのような受けとめを私はしております。

一部、部分的に先ほどの答弁の中で、教育長については教育委員会の中で互選され指名されるという趣旨のことを発言されております。

もちろん、そのことは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に明確に定められておりますから、その原則は当然であるべきと思うんですけれども、今までの説明を聞いておますと、非常に整合性を欠くように私は感じています。

岬町に限らず、こういったことというのは教育委員会の委員の任命同意ということをもって事実上の教育長の選任に当たるようなことは見受けられる節があるなという印象は受けているんですけれども、そういった運用はこの法律上、改めるべきであるということも同時に感じているものでありますので、提案者としてどのようにお考えになって提案されているのかという点について明確にお答えをいただきたいと思います。

○川端啓子議長 岬町長、田代 堯さん。

○田代町長 私の答弁がまずかったかなと思っておりますので、改めて申し上げます。

あくまで教育委員会委員の任命について同意を求めるものであります。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今改めて教育委員会の委員の任命同意であるということをおっしゃられましたけれども、私これまでの、これまでといっても、ここ最近ですけれど、この間の町長の説明を聞いておきますと、今の発言の一言で本当にそれが町長のお考えなのかなということについては疑問を感じざるを得ないですね。

といいますのは、先日、議会運営委員会でこの件について説明をしたいと申し出がありまして、その説明を受けたときにも事実上の教育長の選任であるというような印象を私は受けました。

先ほどの議案第55号のときに、あわせて教育長の不在のことについても述べられまして、そのとき、確かに議案第59号というふうにおっしゃっておられますので、そのあたりを考えますと、幾ら町長がこれはあくまで教育委員会の任命同意なんだというふうにおっしゃられても、それをそのまま素直に受けとめがたいと言わざるを得ないと、これが今の私の率直な感想であります。

私がなぜ教育長の問題についてこだわるのかということについてはご理解いただいているところかと思えますけれども、改めて申し上げますと、教育分野という問題と一般行政という事柄について明確に分離する必要があるという原則に基づく考えによるものであります。

特に、今教育長という言葉が出ておりましたので、教育長の役割の重要性については皆さん認識、共通するものと思えますけれども、今回の提案では、現職の一般職をもって教育委員会の委員の任命、さらに、私が先ほど来言っている教育長の選任に事実上当たるような印象を受けているということから言いますと、一般職と教育委員会を明確に分離されるのかということに大いに懸念を感じるものであります。

教育長の不在については、先ほどの副町長の不在と同様、異常な事態だと考えているものでありますし、一刻も早くこの席を埋めるべきであるというふうにも考えるものでありますし、あわせて人事についての案件ですので私の判断が人物評価にかかわるものは一切ないということを誤解のないように改めてこの場で申し上げておきたいと思えますけれども、教育という分野において一般行政の職員をもって教育長の任命にかかわるような印象を受ける、こういった提案については疑問を感じざるを得ないという立場であります。

その懸念といいますのは、教育の独立性、また政治不介入という原則が脅かされる可能性があるということにおいて、私は大いに懸念を感じざるを得ないと。

教育ということについては、戦時中、教育までもが軍国主義一色に染め上げられて戦争に利用されたといった反省から、戦後教育においては教育の独立性と政治介入を厳しく退けているということでもありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においても首長の権限はごく

一部に限られておりますし、一般行政分野からの介入ということについてはそういった介入を受けない、政治的な関与を許さないということがその法律から読み取れるものであります。

その点について私は今回の提案内容、また、この間の町長の提案の中での説明、聞いていた範囲においては私の疑念がより一層大きく膨らんでしまったというのが今のところの感想なんですけれども、このことについて町長からご回答、お考えありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 今回の案件で、教育委員の人事案件の審議やっているんでしょう。それを、あたかも教育長の選任というか、そういう質疑が入っているけれども、何も教育長は問題じゃないんです。今会議は教育委員の人事の審議をするに当たって、教育長とか、そういう話で、町長、答弁するのおかしいと思うんですよ。

教育長というのはこの教育委員を通過してから教育委員会でこの2名の方のいずれかが教育長になるかもわからんと。そういう議論になるので、教育長の話をする自体、これ運営上おかしいと違いますか。そこ、一度、議長ね、整理してほしいんですわ。このまま教育長の問題で町長に答弁させる必要はないんですよ。

○川端啓子議長 町長からも、田島議員おっしゃられる、あくまでも議会の立場としては町長のほうから、提案者から提案されて、教育委員を同意する……ね。

○田島乾正議員 教育長になったら教育委員会の問題でしょう。

○川端啓子議長 ええ、そうですよ。

○田島乾正議員 本会議の問題じゃないんですわ。ですから、我々は教育委員を選任しますんか、質疑を入れて、結局、結果を出したらいいんです。

それをね、教育長をどうするんかというような、ちまたの風潮とか、そんな部分で、教育委員会の部分について審議とか答弁とか説明すれば越権行為になりますよ、言っておきますけれども。

やはり、教育行政とそういう行政、分けとかないとあかんわ。教育委員の審議に議事進行していただきたい。

運営上、言ってるねんで、私。

○川端啓子議長 答弁には気をつけてください。

○田代町長 改めて申し上げます。

今回は日程13、議案第59号の教育委員会委員の任命について同意を求める内容でございます。

あくまで教育長の問題については、教育委員会で決定するものであるということを再度申し上げておきます。

○川端啓子議長 中原議員、もうご理解いただきたいと思います。

ほかに、もうよろしいでしょうか。

田島議員。

○田島乾正議員 教育次長にもちょっとお伺いしたいんですけども、町長が提案についていろいろ苦慮されて今日2名の方の教育委員の結局、満了と、あとの在任期間の部分について審議があるんですけども、町長に教育長をこうするんでこうやとか、そういうふうな相談とかありましたか。

本日挙がっている方の教育委員を将来的に教育長にするんでというような、そういうことがあったのか、確認したいだけのことですわ。なければいい結構です。

○川端啓子議長 古谷次長。

○古谷教育次長 教育委員の任命等につきまして、任命権者である町長の選任事項でございますので、私、特にどうというようなご相談はございませんでした。

○田島乾正議員 町長にも確認しておきます。

そういう動きはしてないですね。その確認だけ、ちょっと答弁しておいてください。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 あくまで教育委員会が決定することでございますので、私はあくまで教育委員の同意を求めるものであります。そういう経過はありません。

○川端啓子議長 これで質疑を終わりたいと思います。

これより議案第59号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数であります。よって、議案第59号は、これに同意することに決定しました。

次に、議案第60号、「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、議案第60号は、これに同意することに決定いたしました。

○川端啓子議長 日程15、議案第61号「岬町（淡輪・深日・多奈川）地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯さん。

○田代町長 日程15、議案第61号、岬町（淡輪・深日・多奈川）地区財産区管理委員の選任について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

岬町（淡輪・深日・多奈川）の各地区財産区管理委員の任期が、平成23年10月1日をもって満了となりますので、それぞれ淡輪地区財産区につきましては、奥出 晃氏、北風眞幸氏、嶋本茂夫氏、末原昭市氏、高木 昇氏、中塩路吉彦氏、淵原晴治氏。また、深日地区財産区につきましては、太田義三氏、尾崎正義氏、下出 雄氏、中畑 博氏、松尾俊雄氏、松本 一氏、南定七氏。そして、多奈川地区財産区につきましては、貴治林作氏、榊原勝秋氏、田中 悟氏、辻瀬 工氏、西本幹生氏、山下孝男氏、吉川 平氏。

以上、それぞれ各地区7名を選任したく、岬町財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 本件にかかわりましては、財産区の管理委員の皆さんにおかれましては、財産区が管理する山林や池等の管理、その他大変なお仕事をいただいているというふうに感じているところであります。

三つの財産区がありまして、今回ちょっとお聞きしておきたいのは、そのうちの一つ、多奈川の財産区の委員の選任について確認をしておきたいと思ひます。

多奈川地区で委員の選任についての要望書が町長あてに提出されたということを知り及んでおります。それによりますと、東畑地区からは長期にわたって委員が選任されない状態が続いていて、東地区から長期にわたって選任されているということへの疑問が地区の住民の皆さんの中からあがって、委員の刷新を求めるといふことで、本年8月3日、多奈川自治区の東畑3区長さん

のお名前町長に提出をされているようであります。

このことをお聞きして、今回提案されている委員さん、議案の内容を見せていただきますと、この要望書が必ずしも反映されていないようにも見受けられるんですけども、今般、この要望が反映されない形で提案をされるということに至った合理的な説明をこの場でいただいております。

誤解のないように、この件についても申し上げておきますが、提案されている委員の皆さんが委員として妥当でないというような立場では決してございませんが、こういった要望書が提案されながら引き続いての選任同意という提案をなされた理由について説明をいただきたいと思っております。

○川端啓子議長 中口部長。

○中口総務企画部長 このたび、さきの議案でもありましたように、今回、提案させていただいている財産区管理委員の選定、再任に当たりまして、一部条例の改正をさせていただきました。

その改正の条例の中身において、選任はできても再任はできるのかどうかというのが各地区からの疑問を事務局のほうに投げかけられました。

その点を明確化する必要があるということで、一方で再任もできるんだということで、今般条例改正の内容を提案させていただいております。

そういう中で、特に多奈川地区においては、各地区の選出管理委員という内容が過去からございまして、その各地区からの選任を基本的には妨げるものではないんですけども、基本的に各委員の体調的、身体的理由のない限り、また健康で頑張っていただけという状況の中で今日に至っておるところでございます。

その中で、中原議員も言われたように、多奈川地区の一部の自治区から今後の選任に当たっては協議願いたいという内容の文書も来ておるところでございまして、その辺を当該、特に多奈川地区議員団にもご相談させていただき、最終的に、先ほど町長から提案の委員で調整させていただきました。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 まず1点目、再任ができるのかという疑問が投げかけられたということで、委員会の中でこの財産区管理会条例の一部を改正する件については、またそこで審議する機会がありますけれども、その中でその疑問については答えられる形に町としてはしていこうということであろうかと思っております。

1点、再度確認したいのは、出された要望書が今後どのように扱われるのかというか、町とし

て提案される立場ですから、この要望書のご意思については尊重して今後の選任に反映させるお考えがあるのかどうか、そのあたりについてお考えを確認しておきたいと思います。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 要望書の内容については、ただいま総務部長の説明のとおりでございます。このことについては、長きにわたって多奈川地区についての財産区管理委員の選任については、町長の選任事項でございますけれども、やはり地区との、これ淡輪も深日も多奈川もそうですけれども、できるだけ地域の方にご協力願ってもらおうという、財産区についてね。そういうことですので、できるだけ関係の皆さん方のご意見をちょうだいして、理事者としては決定するというのが本位かなと思っております。

そんな中で、多奈川地区については各財産区の各自治区単位で委員を選ばれて現在7名の委員がおります。そんな中で、特に7自治区以上がありまして、東自治区と東畑の犬飼、石橋、横手、この3自治区がおります。その東自治区と東畑3自治区については両自治区から1名という、今までそういう町のほうにはそういった申し合わせ事項の内容等はないんですけれども、そういう申し合わせがあったというふうに聞き及んでおります。

そして、平野自治区、中自治区についても両自治区で1名ということで、計7名、今まで選任されてきた経過がございます。

その中で、今回、東自治区、東畑3自治区についてもちょっと長いと違うのかというご要望、そして中自治区、平野自治区についても同様の内容の要望書が出ておりましたけれども、先ほど、総務部長から答弁あったように、現在の多奈川地区の会長は山下委員でございます。さらに、中自治区、平野自治区については西本委員でございます。

この方については、現在も健康で、地域の財産を管理するために一生懸命ご尽力を賜っております。そんな中でご指摘が地域から出ておりますのは、任期4年であるのにもかかわらず再任再任は好ましくないのではないかというご指摘でございます。

確かに条例を今回、皆様方に改正をお願いして議決を賜るわけですが、そういう意味では、今後、余り誤解を招くような条例ではよくないなということで、再任を妨げないという意味合いの条例改正をお願いしているところでございます。

両自治区長、平野自治区・中自治区の区長、そして東自治区の区長、東畑の犬飼自治区、石橋自治区、横手自治区の3区長についてはご同意をいただいております。次回からは、そういったことについては両自治区でご相談した上で決定をさせていただきたいという旨をお伝えして了解をいただいておりますということを申し添えておきます。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 ちょっと今の答弁では、町長の言葉の中で関係の皆さんのご意見も聞いて提案するという事は語られたんですけども、今回の要望書があったこともその意見を聞いての中に入っているのかどうか。

いろんな意見がありますから、その一つに偏るということではなくて、意見は意見としてすべて聞くには聞くと、その上で町長として判断をして提案してこられることでしょうか、疑問があればまたその都度私どもも疑問を呈するわけですけども、何て言いますか、きちんとこういった一つひとつのご意見について今後も尊重するという事を再度確認しておきたいと思います。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 地域の関係の方と申し上げましたのは、舌足らずで申しわけございません。財産区については、例えば多奈川全財産区を有する方の権利がございますので、その方々の代表的なご意見をちょうだいしたいと申し上げたつもりでございます。

それから任期ごとの云々ということについては、今回は絶対地域同士のいさかいがあってはならないことから、あえて前委員さんをお願いした次第でございます。

本来なら地域の代表の方が要望を出されておるんですから、そのことを踏まえて検討すべきところであったんですけども、この再任に当たるまでは一生懸命この財産管理に対してご尽力を賜った方々、もちろん淡輪、深日も同じことでございます。その方について、健康で意欲的で、そして町行政に協力していただける方を選任させていただいたと、このようにご理解をしていただきたい。

先ほども申し上げましたとおり、各自治区長との要望については万全の理解を得ておりますのでよろしく願いいたします。

○川端啓子議長 中原議員の質問が終わりました。

他の議員の皆さん。

田島議員。

○田島乾正議員 今、中原議員が質問している部分について、この件は総務文教委員会の付託案件ですけども、所管委員会とし、財産区やろう。

○川端啓子議長 総務文教委員会は条例のほうです、委員です。

○田島乾正議員 ああ、そうか。ごめんごめん。ちょっと勘違いしていたな。

しかしね、総務の部分に入りますのでね、この財産管理の部分については違いますか。そうでしょう。その要望書という件ありますね。要望書の件について、できたら委員会資料としてまた

ちょっと刷っておいてほしいんですけどね、次の。

○川端啓子議長 要望書を、総務文教委員会に提出するように。

○田島乾正議員 参考資料として入れといてください。でないと、今、質問されているの。

○川端啓子議長 はい、わかりました。理事者のほう、よろしくお願いします。

では、これで質疑を終わりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 お諮りいたします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、議案第61号「岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、議案第61号は、これに同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は午後2時にしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(午前12時30分 休憩)

(午後 2時00分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りいたします。

日程16「平成22年度成果報告・決算に関する説明」及び日程17、議案第62号「平成22年度岬町一般会計決算認定の件」から日程30、議案第75号「平成22年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの14件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、日程16「平成22年度成果報告・決算に関する説明」及び日程17、議案第62号「平成22年度岬町一般会計決算認定の件」から日程30、議案第75号「平成22年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの14件は一括議題にすることに決定いたしました。

これより、「平成22年度成果報告・決算に関する説明」を求めます。

成果報告について、岬町長、田代 堯さん。

○田代町長 それでは、日程16、平成22年度成果報告・決算に関する説明を行わせていただきます。

そして、日程17、議案第62号、平成22年度岬町一般会計決算認定の件から日程30、議案第75号、平成22年度岬町水道事業会計決算認定の件につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定をいただきたく、一括提案を申し上げます。

なお、平成22年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書をあらかじめ配付いたしております。これらの資料をもとに主要施策の成果の概要等についてご説明させていただきます。

さて、町民の温かいご信託を受け、平成21年10月に町長に就任いたしまして初めての年間を通じた予算編成、執行を行いました。平成22年度につきましては、岬町のあらゆる現状をしっかりと受けとめ、また、将来像を豊かに創造しながら行財政運営に努めてまいりました。

平成22年度に、まず私が組織面において、4月より町長直轄の特命対策課を新設しました。これは、私の町政に取り組む姿勢や課題認識を明確にし、町内外、特に住民の皆様にご感じいただき、平成22年度中にどうしても軌道に乗せたい、平成22年度中に一定の結論や方向づけを行わなければならないと考えた三つの事業、具体的には、第2次行財政改革プランの策定、多奈川多目的公園を主とする新たな企業誘致、住民負担の公平性や悪質な未納者は見過ごせないとの視点と総額約7億円にのぼる各種の未収債権の整理への対応でありました。

その結果、1年を通じて、議会でのご審議はもとより、住民懇談会やタウンミーティングなど

の場で多くの住民の声を参考にしながら、今後5年間の財政収支を見据えた第2次集中改革プランの策定、太陽光発電事業者等の進出候補事業者の選定、未収債権のおおむね50%に当たる約3億5,000万円について、今後の納付に向けた道筋をつけることができました。

また、平成22年度には、多くの関係者の参加のもと、岬町の今後10年のまちづくりの指針となる第4次総合計画を策定いたしました。将来像を「豊かな自然 心かよう温もりのまち みさき」と掲げ、絶え間のない行財政改革のもと、この計画の実現に向け全力で取り組んでまいります。

岬町が北海道夕張市のような、住民生活やサービス提供に大きな影響を及ぼす財政再生団体へ転落させないよう、第2次集中改革プランに基づき、徹底した行財政改革に果敢にチャレンジし、財政構造や体質の健全化を図るべく、着実に、また堅実にかじを取ってまいりたいと考えております。

そのためには、より一層、開かれた町政、住民への説明責任を果たすことを基本とし、行財政改革を推進しながらも、温かみのある町政、必要な事業はあらゆる角度から検討し、優先度や緊急度、国や大阪府の特定財源の確保に知恵を絞りながら取り組み、これからも住み続けたいと思えるまちの未来を描きながら、岬町が元気になるように職員ともども一丸となった行財政運営を進めてまいりたいと考えております。

さて、市町村を取り巻く地方財政状況は、歳入面では地方税収入などの自主財源が減少する中、一方で、高齢化の進行による社会保障関係経費の自然増や、将来のまちづくりのために従前借入れた地方債の償還が地方財政を圧迫するなど、今後の地方自治体の行財政運営はまだまだ困難な道のりが続くものと予想せざるを得ません。

また、本年3月11日発生した東日本大震災の復興財源の確保や、平成22年度から現時点でも見られる歴史的な金融危機、流動的な為替相場の影響等による経済活動の低迷、雇用環境の変化も地方自治体に大きな影響を及ぼす可能性があり、国内はもとより世界的規模での動向を注視する必要もあります。

こうした中、岬町では、平成22年度も地域経済が低迷し、企業業績の低迷や個人所得の減少、地価も下げどまりせず、町税の減少傾向が続いております。

また、国から地方に配分される譲与税・各種交付金も減少となっておりますが、子ども手当の創設や小学校の耐震補強工事などの実施に伴う国庫支出金は大幅に増加いたしましたところ です。

あわせて、地方交付税及びこれらの代替財源として発行した臨時財政対策債が増加したことに加え、大阪府の市町村振興補助金も昨年度並みの交付額を得たことなどで、予定された歳入は一

定確保することができたところです。

歳出におきましては、国の施策である定額給付金及び子育て応援特別手当が平成21年度で終了したことから、補助費等が大幅に減少するとともに、町債発行の抑制に伴う公債費も減少した一方で、退職者の増加に伴う人件費が増加したことに加え、小学校の耐震補強や国の経済対策に伴う各種の地域活性化臨時交付金を活用した建設事業の実施等により、普通建設事業が増加いたしました。

このような中、平成22年度の本町の一般会計の決算は3,272万円の黒字決算となったものの、依然として財政構造は硬直化しており、加えて固定資産税の超過課税等の臨時的財源措置を除いた場合は引き続き財源不足が生じるという厳しい財政状況であることを、改めて強く認識いたしましたところであります。

それでは、平成22年度に実施いたしました施策の概要について、新規事業や拡充した事業を中心として、昨年度までの第3次岬町総合計画の五つの柱に沿ってご説明申し上げます。

まず、「自然のもとで元気で安心して暮らせるまち」についてであります。

子育て支援策を充実・強化するために、休止していた多奈川保育所の再開・多奈川小学校への併設に向けた検討費や備品等の整備を実施いたしました。

女性の健康管理を充実させるために、乳がん・子宮がん検診については、集団健診日の増設や個別検診機関の拡充を図り、特定対象者に無料クーポン券を配付するなど、受診率の向上に努めますとともに、妊婦健診については、1人当たり助成額を3万5,000円から4万2,000円に引き上げを行い、受診率は100%となったところです。

高齢者や子どもへの新型インフルエンザ対策については、低所得者への助成について、泉州関係市町と連携して医療機関への委託料を統一し、自己負担の軽減を行うとともに、国の安心子ども基金を活用し、中高生の居場所づくり事業等を新たに実施いたしました。

次に、「自然にふれあい、心豊かに暮らせるまち」についてであります。

まず、防災機能の強化として、町民体育館の第2次耐震診断を実施いたしました。また計画的に各小学校の耐震化を進め、平成22年度は3小学校の普通教室各1棟及び多奈川小学校体育館の耐震工事を実施したところです。

また、岬町が有する貴重な歴史的建築物である、休校中の孝子小学校校舎を活用し、地域の皆様のサポートも得て「岬の歴史館」をオープンさせるとともに、岬町の歴史文化に関する小・中学生用の教材「ふるさと岬教材集」を作成し、各学校に配布いたしました。

多奈川小学校においては、子どもの体力・健康増進、地域住民の憩いの場とすべく、地域育成

協議会が中心となり平成21年度から校庭の芝生化が進められ、町としてもこの事業を支援する中、地域力再生の先駆的な事例として、大阪府の橋下知事みずからが視察に来られたことは大きな励みとなったところです。

次に、「自然を生かして、いきいき魅力満載のまち」についてであります。

南條下池の改修工事、淡輪漁港の施設整備を進めますとともに、農業被害や地域住民の安全確保のために、イノシシやアライグマからの被害軽減を図るため、有害鳥獣対策協議会の協力を得ながら、有害鳥獣対策事業に取り組みました。

岬町内での大阪ミュージアム構想に基づく、観光イベント等に活用できる照射ライトを新たに購入するとともに、大阪府立大学と締結いたしました包括連携を生かし、府立大学の教授を招き、観光交流に係る研修を、職員及び緊急雇用職員を対象に実施したところです。

次に「自然を守り、安全で快適に暮らせるまち」についてであります。

台風や局地的集中豪雨災害から住民を守るため、土砂災害発生時における、避難勧告等の判断となる基準や情報の伝達マニュアルの作成を行うとともに、大規模な地震発生の際に、いち早い住民への周知・避難誘導に資するため、国のシステムである全国瞬時システムを導入いたしました。

次に「自然と共生し、便利に暮らせるまち」についてであります。

岬町が管理する公営住宅について、火災警報器及び地上デジタル放送受信設備の設置を行いました。

第2阪和国道については、3月26日に淡輪ランプまで開通し、念願の岬町域まで延伸されました。これに伴い、町道等公共施設の機能復旧及び高架下を広場として有効活用を図るなどの整備もあわせて行われています。

町道においては、まず西畑線において、未改良区間の整備のための用地買収、物件補償等を行ったところです。

岬海岸番川線においては、昨年の4月と7月の豪雨等による土砂崩れのため、長らく通行止めをさせていただいておりますが、本町の財政状況から何とかその復旧には国・府の補助金等の採択が受けられないのかと、私みずからが先頭に立って関係機関への協議を重ねるとともに、応急措置や必要な調査・設計を実施したところであり、現時点においては、開通に向けて工事を進めているところでもあります。

以上、平成22年度における主要施策の概要につきましてご説明を申し上げましたが、これらの成果につきましては、議員各位並びに住民の皆様方の多大なるご支援、ご協力によるものと深

く感謝するものでございます。

次に、各会計の収支状況につきましては財政改革部長より説明を申し上げますので、よろしく
お願いいたします。

○川端啓子議長 続きまして、決算に関する説明について、財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 それでは、町長の主要成果説明に続き、各会計の全般的な決算の概要につい
てご説明いたします。

決算書とともに送付いたしております、平成22年度決算説明資料に基づきまして説明させて
いただきます。

それでは、資料の1ページをごらんください。まず、会計別決算の状況でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額は67億9,135万5,000円、歳出決算額は67
億4,217万3,000円、歳入歳出決算差引額は4,918万2,000円となっており、
翌年度に繰り越すべき財源1,646万円を差し引いた結果、3,272万2,000円の黒字
決算となっております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入決算額は782万3,000円、
歳出決算額は1,377万6,000円となっており、歳入歳出決算差引額595万3,000
円の歳入不足額につきましては、翌年度歳入繰上充用金で補っております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は24億9,544万8,000円、歳出
決算額は24億9,542万円となっており、歳入歳出決算差引額は2万8,000円の黒字決
算となっております。

老人保健特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は60万3,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額が2億1,669万3,000円、
歳出決算額は2億1,211万円となっており、歳入歳出決算差引額は458万3,000円の
黒字決算となっております。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は5億7,088万9,00
0円となっております。

漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は944万8,000円とな
っております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）につきましては、歳入決算額は14億9,557万9,0
00円、歳出決算額は14億3,984万6,000円となっており、歳入歳出決算差引額は5,

573万3,000円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましては、歳入決算額は1,544万3,000円、歳出決算額は1,448万6,000円となっており、歳入歳出決算差引額は95万7,000円の黒字決算となっております。

次に、淡輪財産区特別会計につきましては、歳入決算額は1,305万4,000円、歳出決算額は883万6,000円となっており、歳入歳出決算差引額は421万8,000円の黒字決算となっております。

深日財産区特別会計につきましては、歳入決算額が5,477万円、歳出決算額が2,406万3,000円となっており、歳入歳出決算差引額3,070万7,000円の黒字決算となっております。

多奈川財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は2,449万2,000円となっております。

谷川財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算は360万5,000円となっております。

なお、この特別会計のうち老人保健特別会計及び谷川財産区特別会計につきましては、平成22年度をもちまして会計を廃止するものでございます。

続いて、企業会計の決算状況でございます。

水道事業会計につきましては、収益的収入額が5億5,693万1,000円、収益的支出額は5億2,944万7,000円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた2,748万4,000円が当年度純利益となっております。前年度繰越欠損金が3,730万9,000円となっておりますので、平成22年度未処理欠損金は982万5,000円でございます。

また、資本的収入額2,462万6,000円、資本的支出額は2億794万5,000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,331万9,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんしたところでございます。

次に、2ページをごらんください。普通会計財政収支の状況でございます。

ご存じのとおり、普通会計は地方財政に関する各種統計等に用いられる会計であり、一般会計に公営事業会計を除く各種の特別会計を合算いたしまして、重複額や借換債を控除して算出されるものでございます。

本町におきましては、普通会計の範囲は、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を加えたものとなっております。

平成22年度普通会計の歳入総額は67億9,388万3,000円、歳出総額は67億5,065万4,000円となっており、歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源1,646万円を差し引きした実質収支額は2,676万9,000円の黒字決算となっております。

普通会計決算の歳入歳出の特徴につきましてご説明申し上げます。さきに町長のほうからも説明がありましたとおり、平成22年度決算は、歳入におきましては金融危機以降の厳しい雇用・所得環境の影響を受け、個人所得割の減少、また地価の下落傾向が続くことから、固定資産税の減少など、町税が対前年度比4,788万6,000円と昨年度に引き続き減少したものの、子ども手当の創設や景気底上げのための国の経済対策に伴う地域活性化臨時交付金のほか、小学校耐震補強事業の実施に伴い、国庫支出金が対前年度比1億2,627万8,000円増加し、加えて地方交付税及び臨時財政対策債が対前年度比2億7,235万4,000円増加した結果、歳入全体で対前年度比2億874万8,000円増加しております。

一方、歳出におきましては、定額給付金及び子育て応援特別手当が終了した関係で、補助費等が対前年度比2億6,891万円と大幅に減少するとともに、起債発行の抑制に伴い、公債費も対前年度比6,913万9,000円減少したものの、小学校耐震補強事業や国の経済対策に伴う地域活性化臨時交付金を活用した建設事業の実施などにより普通建設事業費が対前年度比1億4,942万4,000円増加いたしました。その結果、歳出全体では対前年度比2億3,705万7,000円増加しております。

なお、今後の財政運営に資するために財政調整基金等への積み立ても実施いたしましたが、依然として、義務的経費を中心に本町の財政を大きく圧迫しており、厳しい財政運営となっているところでございます。

続いて、3ページをごらんください。

財政構造の弾力性を示す重要な指標の一つである経常収支比率につきましてご説明いたします。歳入経常一般財源は、金融危機以降の環境の悪化や地価の下落等により町税が減少したものの、普通地方交付税及び臨時財政対策債がともに増加したことにより、全体で昨年度から増加しております。

一方、経常経費充当一般財源は、起債発行の抑制により公債費が減少したものの、退職者の増加等に係る人件費のほか、物件費がともに増加したことなどで、歳入経常一般財源と同様に全体で昨年度から増加しております。

この結果、経常経費充当一般財源の増加以上に歳入経常一般財源が増加したことで、経常収支

比率は対前年度比2.0ポイント低下し、96.6%とわずかに改善されましたが、引き続き厳しい財政状況には変わりはありません。

次に、地方債現在高につきまして、普通会計における平成22年度末現在高は、臨時財政対策債などの新規地方債の発行がありましたものの、これを上回る元金の償還を行ったため、対前年度比5億7,377万4,000円減少し、89億1,296万9,000円となっております。また、特別会計を加えました平成22年度末現在高は140億2,855万8,000円となっており、前年度から6億7,488万5,000円減少しており、地方債現在高は減少化傾向にあります。

続いて、基金でございます。基金につきましては、一般会計所管の平成22年度末現在高は11億9,018万1,000円となっており、前年度から2億9,712万7,000円の増加となっております。また、特別会計所管の基金を加えた平成22年度末現在高は19億1,077万円となっており、前年度から3億457万9,000円増加しており、基金現在高は増加傾向にあります。

最後に、健全化判断比率の状況ですが、実質公債費比率（3カ年平均）は、21.6%、将来負担比率につきましては173.7%となっております。なお、公営企業ごとに算定する資金不足比率につきましては、水道事業、下水道事業及び漁業集落排水事業とも生じておりません。

このように、普通会計におきましては本年度も前年度に引き続き黒字決算となりましたが、これは固定資産税の超過課税や、国が経済対策として実施しました各種の地域活性化臨時交付金に加え、大阪府市町村振興補助金につきましても前年度並みの交付金額を得ることができたことにより財源を確保した結果でございます。先ほども申し上げましたとおり、財政構造は依然として硬直化しており、引き続き財政状況は極めて厳しい状況にあることに変わりはありません。

新たに平成23年度から「豊かな自然 心かよう温もりのまち みさき」の実現を目指して第4次総合計画が既にスタートしております。

こうした状況ではございますが、今後も自立できる行財政運営を目指し、より一層の行財政改革を積極的に進めることで、総合計画の基本目標の実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上が、平成22年度各会計の概要でございます。

なお、本件は総務文教・厚生・事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、認定いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本14議案については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております日程17、議案第62号「平成22年度岬町一般会計決算認定の件」から、日程30、議案第75号「平成22年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの14件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、本14件については総務文教、厚生、事業の各委員会に付託することに決定いたしました。

○川端啓子議長 お諮りいたします。

日程31、報告第2号「平成22年度岬町健全化判断比率報告の件」から日程34、報告第5号「平成22年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件」までの4件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

よって、日程31、報告第2号から日程34、報告第5号までの4件を一括議題にすることに決定いたしました。

本4件について報告を求めます。

報告第2号について、財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 日程31、報告第2号、平成22年度岬町健全化判断比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告を行うものでございます。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生計画などを策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とした法律でございます。

この法律の特徴といたしまして、まず1番目といたしましては、普通会計だけではなく、公営企業や公社・第3セクター等までを対象とすること。また、2番目といたしまして、単年度フローだけではなく、ストック面にも配慮した財政状況の判断指標を導入すること。3番目に、財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状況の改善に着手させること。4番目に、公営企業についても、財政の早期健全化・再生の仕組みとは別に企業ごとに財政指標の公表と経営健全化のための制度が設けられているということでございます。

それでは、平成22年度決算における各比率の指標について報告させていただきます。

まず、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率は生じておりません。なお、実質赤字比率の早期健全化基準は15%となっております。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合をいいます。連結実質赤字比率は生じておりません。なお、連結実質赤字比率の早期健全化基準は20%となっております。

続いて、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をいいます。平成22年度におきましては、実質公債費比率は21.6%となっており、対前年度の21.3%から0.3ポイント増加しております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は25%となっております。

最後に、将来負担比率は、一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合をいいます。

前の三つの指標は、ある一定の期間で把握するフロー指標であるのに対して、この将来負担比率は、ある時点で把握するストック指標となっております。平成22年度につきましては、173.7%となっており、前年度の195.4%から21.7ポイント減少しております。なお、

将来負担比率の早期健全化基準は350%となっております。

また、監査委員から付された審査意見書におきましては、「各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後も引き続き、健全な財政運営に努められたい」とされております。

なお、各比率の積算となる基礎数値は、決算書及び地方財政状況調査などをもとにしておりますが、この地方財政状況調査につきましては、現在、大阪府を通じまして総務省へ提出され、国のほうで検収を受けているところでございます。

したがって、国のほうからの修正等の指示がございましたら、今回報告させていただきました各比率に変更が生じる場合もありますので、そのときには改めましてご報告させていただきたいと考えております。

報告内容につきましては以上でございます。

○川端啓子議長 次に、報告第3号及び報告第4号について、都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 日程32、報告第3号、平成22年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件について、ご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町下水道事業特別会計におきまして、平成22年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいまして、経営健全化基準は20%となっております。

報告第3号は以上でございます。

続きまして、日程33、報告第4号、平成22年度漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件について、ご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町漁業集落排水事業特別会計におきましては、平成22年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいまして、経営健全化基準は20%となっております。

報告は以上でございます。

○川端啓子議長 次に、報告第5号について、都市整備部理事、南康明さん。

○南都市整備部理事 日程34、報告第5号、平成22年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の

件につきまして、ご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町水道事業会計におきましては、平成22年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化基準は20%となっております。

報告は以上です。

○川端啓子議長 これより、本4件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

これをもって、「平成22年度岬町健全化判断比率報告の件」から、「平成22年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件」までの4件の報告を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしく願いいたします。

なお、次の会議は、9月28日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会終了後に開催予定の全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2時42分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年9月7日

岬町議会

議 長 川 端 啓 子

議 員 小 川 日 出 夫

議 員 竹 原 伸 晃